

長瀬町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画



令和8年4月

長瀬町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

本計画は、長瀬町立学校に勤務する教育職員一人ひとりが、心身ともに健康で、やりがいと誇りをもって教育活動に専念できる環境を整備することを目的として策定するものである。近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、学校現場には学力保障のみならず、生徒指導、特別支援教育、いじめ・不登校対応、保護者・地域対応など、極めて多様で高度な役割が求められている。その結果、教育職員の業務は複雑化・多忙化し、長時間勤務や業務過多が常態化する傾向が課題となっている。

こうした過重な業務負担は、教育職員の心身の健康に深刻な影響を及ぼすだけでなく、教育の質の低下や人材確保・人材定着の困難化など、学校教育の持続可能性そのものにも影響を与える重要な問題である。教育職員が健康で意欲をもって働くことができなければ、子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合う時間とエネルギーを十分に確保することは難しくなる。

本計画では、業務量の適正管理と健康確保措置を両輪とし、業務の効率化や体制整備、働き方改革の視点を踏まえた環境改善を計画的に推進することにより、教育職員が安心して働き続けられる職場づくりを進める。これにより、教育職員が本来の教育活動に専念できる環境を整え、教育の質の向上と持続可能な学校教育の実現を図り、子どもたちにより良い学びを安定的に提供できる学校づくりを目指すものである。

(2)長瀬町の現状

長瀬町では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、「長瀬町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の業務量の適切な管理に取り組んできた。

こうした取組の結果、長瀬町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 30.5 時間	22.1 %	1.6 %
中学校	月 34.3 時間	24.1 %	0.5 %

時間外在校等時間が小学校において月平均 30.5 時間、中学校において月平均 34.3 時間となっている。また、小学校では 22.1%、中学校では 24.1%の教育職員が月 45 時間を上回る状況となっている。教育の質の向上のため、教育職員の業務に必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にする。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を 10 日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10%以下とする。
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○長瀬町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・児童生徒が学校に登校する時間の見直しを図る。
- ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・学校における放課後から夜間における見回りは、原則行わない。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理

- ・学年費等の学校徴収金について、学校徴収金等徴収システムを活用し、徴収に係る教育職員の負担を軽減する。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案について、教育委員会等の行政機関の責任において対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・学校への調査・統計等への回答依頼の縮減に努める。
- ・校務支援システム等を活用し、調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校における事務の効率的かつ効果的な処理、学校事務職員の資質の向上、学校事務体制の強化のため、事務の共同実施を推進する。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・事務職員等の積極的な参画を促す。

③ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・軽微なものについては、教育委員会と連携を図り事務職員等を中心に実施する。
- ・専門的な対応が必要なものについては、民間事業者に委託する。

④学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・小学校の水泳指導等は、民間事業者に委託する。
- ・体育館の地域開放における管理は、教育委員会において実施する。

⑤校舎の開錠・施錠

- ・機械による警備システムを活用するとともに、職員間の役割分担の見直し等により、特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整える。

⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑦校内清掃

- ・校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する

⑧部活動

- ・令和 10 年度末までに、原則、土・日曜日、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・部活動外部指導員の配置拡充等を進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①給食の時間における対応

- ・食に関する指導については、中学校に配置されている栄養教諭等を中心に対応する。

②授業準備

- ・教材の印刷などの補助的業務を行う教員業務支援員等の配置を推進する。

③学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能やデジタル採点システム等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

④学校行事の準備・運営

- ・関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進する。

⑤支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・生徒指導に係る校内会議に、可能な限り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が参加することとし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携、協働した支援体制を構築する。
- ・町の児童福祉部門等の関係機関と学校が組織として連携、協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことができる体制を構築する。
- ・特別支援教育支援員の配置を推進する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により校務を効率化する。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の設置を検討する。
- ・原則として、保護者との連絡及び面談等は勤務時間内に実施する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を勧める。
- ・ 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退校日を月 1 回以上設定するよう推進し、長期休業期間中に 7 日間程度の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況は出退勤管理情報で把握し、その他の目標については、町で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域住民に対して、町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。



長瀬町公式マスコットキャラクター

とろにゃん